



◆児童手当申請者のみなさまへ◆

◎この書類は受付証明となりますので、認定通知書が届くまで大切に保管してください。審査結果につきましては、書類提出後1～2か月ほどで文書(認定通知書など)をお送りします。

1. 支給要件・支給期間

認定請求があった月の翌月分※から、養育している子が18歳となる誕生日後最初の3月分まで支給されます。ただし、子を養育しなくなる、釧路市外へ転出する、公務員になるなど、支給要件に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月分まで、釧路市より支給されます。

※認定請求を行った日が、支給要件の生じた日から15日以内の場合は支給要件の生じた月の翌月分から支給となります。



2. 支給額

対象となる子の月額額は、次のとおりです。

	1人目・2人目のお子さま	3人目以降※3のお子さま
0歳～3歳の誕生月まで	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代※1まで	10,000円	
大学生年代※2	0円(人数カウントのみ対象)	

※1 高校生年代: 15歳となる誕生日後最初の4月2日～18歳となる誕生日後最初の4月1日までの間にある子。

※2 大学生年代: 18歳となる誕生日後最初の4月2日～22歳となる誕生日後最初の4月1日までの間にある子。

※3 人数の数え方について、大学生年代までにある子のうち、上から順番に1人目、2人目、3人目以降となります。

3. 支給日

手当が振り込まれる日は、次のとおりです。

2月10日	12月分	1月分
4月10日	2月分	3月分
6月10日	4月分	5月分
8月10日	6月分	7月分
10月10日	8月分	9月分
12月10日	10月分	11月分

○振り込みは午後になることがあります。

○支払日が土曜・日曜・祝日の場合、直前の平日に振り込まれます。

○振込通知は送付されませんので、通帳を記帳して口座の内容をご確認ください。

4. 現況審査について

手当を受給されている方は、毎年6月1日時点の情報をもとに、支給要件についての現況審査を行います。下記に該当する方を除き、現況届出等は不要です。手続きが必要な方へは、6月頃に案内文をお送りします。

【現況届の提出が必要な方】

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・釧路市より提出の案内があった方

【その他、書類提出や手続きが必要となる方】

- ・準公務員の方(認定請求時に保険証の提出が必要だった方(例:勤務先が日本郵政、独立行政法人、学校等))や、日本年金機構で年金情報の確認が出来ない方 ⇒ 保険証写しの提出が必要です。
- ・保護者のうち生計維持者(前年所得の高い方)が変更となった方 ⇒ 受給者切替手続きが必要です。

5. 今後の届出について

次の場合は、届出が必要となりますので、ご確認ください。

- ①お子さまが生まれたとき。
- ②お子さまと、別居または住民票が同一ではなくなった(別世帯となった)とき。
- ③お子さまが、児童福祉施設等(里親含む)に入所または退所したとき。
- ④お子さまを新たに養育することになったとき。
- ⑤養育する子の合計が3人以上で、お子さまが高校生年代から大学生年代へ変更となる時。(※A)
- ⑥大学生年代のお子さまの、職業や養育関係等に変更があったとき。(※A)
- ⑦受給者が他市区町村へ転出するとき。(単身赴任など)(※B)
- ⑧受給者が公務員になったとき。
- ⑨受給者の氏名が変更になったとき。
- ⑩受給者またはお子さまが亡くなったとき。
- ⑪受給者が、お子さまの面倒を見られなくなったとき。
- ⑫一緒にお子さまを養育する配偶者を有するに至ったとき、または、配偶者がいなくなったとき。
- ⑬振込先金融機関や口座番号を変更したいとき。
- ⑭受給者の加入する年金が変わったとき。



○請求に関する注意事項について

届出が必要となった日(事由が発生した日)の翌日から、15日以内に手続きが必要です。

手続きが遅れると、受給できない期間(児童手当が失われる期間)が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※A 大学生年代を人数カウントに含めるには、「監護相当・生計費負担の確認書」の提出が必要です。

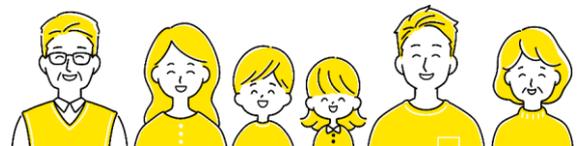
この確認書のみ、提出するには下記書類が必要となるため、ご注意ください。

【確認書提出時、用意する書類】

大学生年代のお子さまが、

- ・学生 ⇒ 在学状況がわかるもの(例: 学生証、在学証明書など)。
- ・学生以外で住民票が同一(同世帯) ⇒ 書類は不要です。
- ・学生以外で住民票が同一ではない(別世帯) ⇒ 生計援助していることがわかるもの(例: 賃貸借契約書、仕送りの明細、公共料金の支払い票、その他生計援助していることがわかる書類や画像)。

※B 転出届に記載の異動年月日の翌日から15日以内に、認定請求が必要です。



児童手当に関するお問い合わせ先

○〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所 こども保健部 こども支援課 こども支援係 (市役所防災庁舎2階12番窓口)

電話: 0154-31-4540

○阿寒町行政センター 保健福祉課

電話: 0154-66-2120

○音別町福祉保健センター 保健福祉課

電話: 01547-9-5151